

消費者被害注意報 No. 93



SNSの広告や知人からのメールが思わぬ落とし穴に！

SNS*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）がきっかけで契約した商品・サービスなどの相談が多く寄せられています。

事例1 SNSで広告を見た低価格の海外サイトに洋服と靴を注文し、代金はクレジットカードで決済したが、商品が届かない。メールで問い合わせをしてみたが、返信がない。

事例2 SNSでアカウントを登録している事業者から、サッカーの試合の勝敗予想のギャンブルで、高額の配当金が得られるという情報商材を2万円で購入した。記載のとおり使ってみたが、全く儲からなかったため、事業者に連絡すると、追加のアプリを50万円で購入するよう勧められた。詐欺ではないか。

事例3 SNSで知り合った人から出会い系サイトに誘導され、連絡先交換のために指示された代金を支払ったが、未だに連絡先交換はできていない。騙されたと思うので、返金してほしい。



消費者トラブル防止のために

* SNSとは、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。

- 大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたうSNS上の広告や、「簡単に儲かる」「損はしない」、「会いたい」などの投稿やメッセージは鵜呑みにしないようにしましょう。
- SNS上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かはわかりません。お金を支払ったとたん、相手と連絡が取れなくなることもあります。本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。
- 「相手が見せてくれたから」と信用し、運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報を送ってしまうと、取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展することもありますので、絶対に渡さないようにしましょう。また、個人情報や自分の写真、身元が分かるような書き込みは安易に投稿しないようにしましょう。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く